

1. 追手門学院大学地域支援心理研究センター 活動報告(2005年度まで)

2004年4月7日

「オープンリサーチセンター構想調書」選定採択

2004年4月

教室を改装してプレイルーム2室、面接室2室、集団カウンセリングルーム1室、事務室1室を作り、仮センターにて「心のクリニック」を開始。主として、2000年から行っている茨木市障害福祉センター早期療育教室「すくすく教室」との提携により、母親についての集団カウンセリングと幼児へのプレイセラピーを「にこにこ教室」と称して行う。

2004年6月17日

附属「心のクリニック」 2004年度春学期「にこにこ教室」スタート

2004年6月7日

新施設起工式

2004年7月12日

2004年度第1回地域支援心理研究センター運営委員会開催

2004年10月

附属「心のクリニック」 2004年度秋学期「にこにこ教室」スタート

2004年12月

心のクリニック紀要 創刊号発行

2004年12月9日

2004年度第2回地域支援心理研究センター運営委員会開催

2005年1月14日

第1回公開講演会開催

演題：心理臨床家が考える子ども

講師：京都大学大学院教育学研究科教授 岡田康伸氏

講演要旨：「子ども」とは、国語辞典によると、幼いもの、歌舞伎の若衆、生命の卵、芽などであるが、ユングによると「自己にむかって成長するもの、ある形態をさきどりするもの」を子どもという。人の心の無意識層の中には子どものイメージ（内的子ども）が、人が生きていく上で重要な意味を持っている。現実の子どもの存在は、家族のつなぎ役であり、その存在は重要な意味をもっているものと考えられる。成人にとって子どもとは、「育てるものである」と同時に「育てられるもの」でもある。特に、母子関係が好循環である場合、生きがいとなり、いきいきとして生活することができる。夢の中にでてくる「子ども」の意味は「先どりしている存在、みている人の子ども性」ということになる。「内的子ども」を人の中に育てることが、人が健康に生きていく上で重要である。

2005年3月

地域支援心理研究センター紀要 創刊号発行

2005年3月28日

新センター竣工式

2005年4月1日

仮施設から専用施設での活動開始

2005年5月

財団法人日本臨床心理士資格認定協会より、大学院文学研究科心理学専攻臨床心理学コースが臨床心理士指定大学院第1種指定を受ける

2005年5月16日

附属「心のクリニック」2005年度春学期「にこにこ教室」スタート

2005年6月2日

2005年度第1回地域支援心理研究センター運営委員会開催

2005年6月

後藤学長ご令室、後藤多津子様より絵画のご寄贈

2005年9月6日

大阪彩都総合研究所講演会

演題：「心のクリニック」～蔓延する心の病気にどう対応するか？～

講師：地域支援心理研究センター長 井上 知子

(追手門学院大学人間学部心理学科教授)

2005年10月3日

附属「心のクリニック」2005年度秋学期「にこにこ教室」スタート

2005年10月8日

公開シンポジウム（第1回）開催

テーマ：学校教育の現状と課題

基調講演「学校教育の新たな方向性」

講師 梶田 叡一（兵庫教育大学学長）

パネリスト

島村唯起子（茨木市立茨木小学校校長）

畑慶之介（茨木市立豊川中学校校長）

丸岡正樹（大阪府立福井高等学校校長）

山本博史（追手門学院大学人間学部長。センター所員）

落合正行（地域支援心理研究センター所員）

司会

井上知子（地域支援心理研究センター長）

日時：2005年10月8日（土） 14時～16時30分

会場：追手門学院大学5号館2階5203教室

参加費：無料

主催：追手門学院大学地域支援心理研究センター

（2004年4月文部科学省オープン・リサーチ・センター選定事業）

後援：茨木市教育委員会

2005年10月27日

大阪府三島郡島本町役場町長公室人権推進課より、施設見学と事業概要説明会を実施

2005年12月19日

附属「心のクリニック」2005年度「にこにこ教室」終了

2006年1月～2月

センター館内の点検と運営状況に合わせた再整備をはかる

3. 追手門学院大学 地域支援心理研究センター使用細則

[2005年6月20日制定]

(総則)

第1条 追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）の使用に関し、この細則を定める。

(利用資格者)

第2条 センターを使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) センター所員
- (2) センター附属「心のクリニック」の相談員
- (3) 追手門学院大学の教職員
- (4) センター長が許可した者
- (5) センター運営委員会（以下「委員会」という。）が利用を認めた者

(利用時間)

第3条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、センター長が必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) プレイルーム1.2・会議室・多目的室・スタッフルーム・面接室1.2.3・検査室・集団カウンセリング室は、平日は原則午前9時30分から午後5時までとする。なお、心のクリニックの相談活動で使用する部屋（プレイルーム1.2・面接室1.2.3・検査室・集団カウンセリング室）は緊急ケースの場合のみ心のクリニック相談員会議との合意の上、センター長に許可を得ることで時間外使用を認めることがある。
- (2) 原則として、センター内に相談者と来談者が1対1で居ることはできない。
- (3) 宿泊室1.2.3の門限は、午後11時までとする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、センター所員会議（以下「所員会議」という。）が必要と認めた場合は、休館日に開館し、これ以外に閉館することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 開院記念日（5月29日）

- (4) 夏季、冬季の一斉休業日
- (5) 学位授与式及び入学式当日
- (6) 入学試験実施のために必要とする期間
- (7) 3月20日から4月8日までの年度末と年度初め

2 その他センター長が必要と認めた日は、臨時休館することができる。

(利用申請)

第5条 センター内の施設を使用しようとする者は、所定の願書を使用日の1週間までにセンター長に提出しなければならない。

第6条 会議室の全学的及び定期的行事の使用は、他の使用に優先することがある。

第7条 第2条第1号から第4号に定める者以外の使用については、別に定める使用料を支払わなければならない。ただし、委員会の議を経て使用料を減免することがある。

(注意事項)

第8条 センターの施設を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 使用願書に記載された目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 使用後は、備品を原状に戻しておくこと。
- (3) 設備の改変及び備品の移動を無断で行わないこと。
- (4) 掲示その他これに類するものは、センター長の許可を得た後に、掲示すること。
- (5) 館内では飲酒・喫煙しないこと。
- (6) センター内は土足厳禁とし、上履きに履き替えること。
- (7) 凶器、危険物等を搬入しないこと。
- (8) 喧騒にわたる行為をしないこと。
- (9) 入館時には、受付で所定の手続きをした後、入館証(名札)を受け取り、常時見える箇所に携帯すること。
- (10) センター内の情報(DVD、AV、CD)を館外に持ち出さないこと。

2 前項の注意事項を守らない場合は、入館を停止することがある。

(備品使用)

第9条 備品類を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続きにより願い出なければならない。

(利用上の責任)

第10条 使用者が、故意又は過失により設備及び備品などを消失又は破損したときは、その損害を弁償しなければならない。ただし、事情によってセンター長はその額を減免することがある。

(利用上の管理)

第11条 鍵は、センター事務室において保管する。

(その他)

第12条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、所員会議がこれを定める。ただし、センター長の使用に関する軽微な事項については、センター長が決定する。

(改廃)

第13条 この規定の改廃は、運営委員会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2005年4月1日から施行する。

4. 追手門学院大学 地域支援心理研究センター紀要執筆要項

1. 原稿の構成

- 1) 掲載形態 (a、b、cのいずれかでご執筆ください)
 - ①論文
 - ②研究ノート
 - ③書評・内外学会動向
- 2) タイトル
日本語と英語
- 3) 執筆者名、所属名、連携機関
- 4) 本文・注・文献 (仕上がりはA4判)

2. 原稿の提出方法

- 1) 「MS-Word」のファイル (サイズはA4判) をフロッピーディスクか電子メールに添付して送る。他の形式の場合は事務局へ問い合わせのこと。
- 2) ハードコピーも3部提出。(サイズはA4判)
- 3) 原稿は完全原稿とする。(※提出された原稿がそのまま印刷される。)

3. 表記

1) 字体

【本文】日本語：MS明朝体 11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

【見出し】原則としてMS明朝体 (強調文字) 14ポイント

副題：MS明朝体 (強調文字) 12ポイント

【注・参考文献】日本語：MS明朝体 11ポイント

外国語：Times New Roman 11ポイント

2) 文中の表記

句読点は、原則として「、」「。」を使用し、新字、新カナを使用のこと。

また、ヨコ2段組みのため、句読点、カッコ、コロンなどはヨコ組の表記となる。

3) 用字用語、表記の統一

原則として、用字用語の統一は行わないので、各自で原稿中の統一をはかること。詳細については、日本心理学会「執筆・投稿の手引 (改訂版)」に基づき執筆すること。

4) 日本人以外の人名表記

人名は、原語表記とする。

5) 西暦・和暦、数詞

半角アラビア数字を使用すること。

6) 引用文献の表記方法

和書、洋書を分けずに、著者のアルファベット順に記載すること。

7) 論文中の写真・図形・表について

採用時には単独の形式で用意すること。

①写真：

デジタルカメラで撮影したものであれば、解像度350DPI以上のオリジナル写真データを標準的な画像フォーマット (JPEG) のファイルとして、またアナログ写真で撮影されたものであれば、紙焼きの形で用意のこと。

②線画 (線で構成されたグラフィックス)：

作画したオリジナルのCGソフトからEPS (Encapsulated PostScript) 形式に変換したファイルを用意すること。

③表組み：

スキャン画像ではなく、作表した際に使用したソフトのファイル形式で用意すること。

5. 追手門学院大学 地域支援心理研究センター紀要編集規程

[2005年10月20日制定]

(趣旨)

第1条 この規程は、追手門学院大学地域支援心理研究センター（以下「センター」という。）規程第13条に基づき、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要（以下「紀要」という。）の編集の基本的事項等について定める。

(目的)

第2条 紀要は、センターの研究成果の発表を目的として、これを刊行する。

(編集委員会)

第3条 紀要の企画、原稿の募集及び編集は、追手門学院大学地域支援心理研究センター紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行い、発行はセンターが行う。

- 2 委員会に編集委員長を置き、センター長がこれにあたる。
- 3 委員会に編集委員を置き、センター所員の中から選出された者2名がこれにあたる。

(執筆者の資格)

第4条 執筆者の資格を有する者は次の各号に掲げる者とし、執筆は投稿とする。

- (1) センターの構成員（所員、研究員、連携研究員、事務職員）に限る。ただし、依頼原稿、資料及び特集についてはこの限りではない。
- (2) 追手門学院大学大学院生。ただし、大学院生が投稿する場合は、指導教員を通して論文を委員会に投稿し、審査の結果、論文の採否を決定する。

(原稿の要件)

第5条 紀要に執筆する原稿の要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 他紙に未発表の原著論文等であること。（口頭発表、研究会等での発表を除く。）
- (2) 完成原稿であること。

(原稿の採択)

第6条 執筆原稿の掲載については、委員会において決定する。

(紀要の発行)

第7条 紀要は、年1回の発行とし、毎年の原稿募集締切日は12月末日、執筆期限は1月末日、

発行日は3月末日とする。

(原稿の形式)

第8条 紀要に執筆する原稿の形式は、委員会が別に定める「地域支援心理研究センター紀要執筆要項」によるものとする。

(校正)

第9条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。
2 執筆者が前項の規定に反した場合、第6条の規定を準用する。

(抜刷)

第10条 抜刷は、論文ごとに50部を贈呈し、増刷分の費用は申し込み者の負担とする。

(著作権)

第11条 紀要に掲載された論文の著作権は、追手門学院大学地域支援心理研究センターに帰属するものとする。

(ホームページへの掲載)

第12条 紀要に掲載された論文は、追手門学院大学地域支援心理研究センターのホームページへ掲載するものとする。

(所管)

第13条 この規程の紀要の発行に関する事務は、センター事務室において行う。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、センター運営委員会で行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。